

在留邦人の皆様へ

～ 米国渡航に際しての注意 ～

在南アフリカ日本国大使館

1. 米国は、2004年10月26日以降、機械読み取り式でない旅券（非MRP旅券）を所持して米国に入国（通過も含む）する外国人は、査証免除対象国民（日本を含め27ヶ国が米国の査証免除プログラムの対象国であり、観光など90日以内の滞在は無査証で入国できるようになっています）であっても、査証を求めることとしています。また、2005年10月26日以降は、「生体情報を電磁的に記録した旅券」（IC旅券）の発給計画を有すると米政府に認定された国だけ査証免除プログラムが継続され、かつ、右が継続されたとしても、同日以降に発給された旅券は、IC旅券でなければ査証免除にならないことになっています。

（注）：詳細は外務省HP (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/us.html>) をご覧下さい。

2. 日本国内で発給される日本旅券は全て機械読み取り式旅券（MRP）になっていますが、在外公館で発給される旅券には機械読み取り式でない旅券（非MRP）があります。また、外務省は2006年3月までに、所持人の顔画像を電磁的に記録したIC（集積回路）を搭載した旅券（IC旅券）の導入を決定しています。これにより日本の旅券は、MRP、非MRP、IC旅券の3種類が流通することになります。

3. 旅券の種類別に米国査証免除プログラムとの関係を整理すると以下のようになります。

（1）非MRP

2004年10月26日以降査証が必要となっています。

（2）MRP（非IC旅券）

2005年10月25日以前に発給されたMRPは、旅券の有効期間中は従来通り査証は免除されます。

2005年10月26日以降に発給されたMRP（非IC旅券）については、査証が必要となります。

（3）IC旅券

査証は免除されます。

4. 非MRPからMRPへの切替を希望される方やIC旅券については、直接、大使館（TEL NO. 012 - 452 - 1500）へご照会下さい。